

京都市告示第131号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年5月27日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	岩倉水0345号	左京区岩倉三宅町310番地の9地先 同町310番地の3地先	
2	新道水0002号	東山区小松町561番地地先 同上	
3	西院水0008号	右京区西院四条畑町29番地の2地先 同町21番地の1地先	
4	下津林水0032号	西京区下津林大般若町74番地の4地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)